

第3章 不当労働行為事件の審査

1 不当労働行為事件の審査概要

本年は、前年から繰り越されたもの2件を取扱い、2件とも本年中に終結した。また、新規申立を1件取り扱い、本年中に終結した。

(1) 不当労働行為事件取扱一覧表

整理番号	事件名	申立日	終結日	処理日数	終結区分
1	栃労委令和元年（不）第1号事件	元. 8. 2	2. 5. 27	300	関与和解
2	栃労委令和元年（不）第2号事件	元. 12. 2	2. 9. 16	290	却下
3	栃労委令和2年（不）第1号事件	2. 4. 27	2. 9. 29	156	関与和解

※ 当委員会の審査期間の目標は、1年3月としている。

(2) 年次別不当労働行為事件取扱件数調（過去10年）

区分 年次	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	新規申立の理由別分類								和 解	取 下	却 下	命 令		終 結	未 終 結 繰 越	
				1 号	2 号	3 号	1 2 号	1 2 3 号	1 3 3 号	1 2 3 4 号	1 2 3 号				救 済	棄 却			
23	1	2	3					1				1	1				1	2	
24	2	2	4			1		1				3	1				4		
25		2	2					1			1							2	
26	2	1	3	1								1					1	2	
27	2		2															2	
28	2		2												1	1	2		
29																			
30		3	3	1	1				1									3	
元	3	2	5				1		1			1			1	1	3	2	
2	2	1	3		1							2		1			3		
計	—	13	—	2	2	1	1	3	2		1	1	8	1	1	2	2	14	—

※ 「救済」は一部救済を含み、「棄却」は一部棄却・一部却下を含む。

(3) 年次別不当労働行為事件平均処理日数調 (過去10年)

区分 年次	終 結 事 件		命 令						却 下		和 解		取 下	
	件 数	平均 処理 日数	計		救 済		棄 却		件 数	平均 処理 日数	件 数	平均 処理 日数	件 数	平均 処理 日数
			件 数	平均 処理 日数	件 数	平均 処理 日数	件 数	平均 処理 日数						
23	1	142									1	142		
24	4	219									3	226	1	196
25														
26	1	371									1	371		
27														
28	2	928	2	928	1	1,240	1	616						
29														
30														
元	3	493	2	498	1	388	1	607			1	483		
2	3	249							1	290	2	228		
計	14	391	4	713	2	814	2	612	1	290	8	266	1	196

(4) 年次別不当労働行為事件産業別取扱件数調 (過去10年新規申立て分)

区分 年次	運 輸 通 信 業	製 造 業	サ ー ビ ス 業	卸 小 売 業	鉱 業	金 融 保 険 業	建 設 業	電 気 ガ ス 水 道 業	公 務	そ の 他	計
23	1								1		2
24										2	2
25	1								1		2
26				1							1
27											
28											
29											
30				1	1					1	3
元				1						1	2
2										1	1
新 規 申 立 計	2			3	1				2	5	13

(5) 再審査の申立状況

初 審 事 件 名	初 審 の 命 令 要 旨	再 審 査 申 立 年 月 日	再 審 査 申 立 人	再 審 査 被 申 立 人	終 結 年 月 日	終 結 事 由
栃労委平成 30年(不)第 1号事件	会社の団交の日程調整への 対応及び団交時の説明を不誠 実であるとし、会社に対し、 速やかな団交応諾、誠実団交 及び謝罪文の掲示を命じた。	31. 3. 26	Y (会社)	X (組合)	2. 9. 18	取下げ
栃労委平成 30年(不)第 3号事件	会社らが行った申立人への 作業命令、懲戒処分及び解雇 はいずれも不合理なものとは いえ、労働組合への嫌悪の 意思に基づくものともいえ ない等として、申立を一部却 下・一部棄却した。	元. 12. 26	X (個人)	Y 1 (会社) Y 2 (会社)	係属中	

(6) 初審の救済命令の確定後の状況

事件番号	初 審 命 令 確定年月日	履行勧告(※1) 年 月 日	裁 判 所 へ の 通知(※2) 年 月 日	備考
栃労委平成 30年(不)第 1号事件	2. 9. 18	2. 11. 19		

※1 事務処理要領に基づく命令履行の勧告

※2 確定した救済命令に従わない旨の通知

2 不当労働行為事件審査の経過

(1) 栃労委令和元年（不）第1号事件

申立人	X（組合）			申立時の組合員数	15名	
被申立人	Y			申立時の従業員数	18名	
申立概要	<p>Xの組合員Aは、平成26年6月から、Yが主催する中国語講座（年度毎に前期・後期に分けて実施）の講師を務めていた。</p> <p>Yの行う中国語講座は、木曜日と土曜日に開講されており、木曜日の講座はAとは別の講師が担当で、土曜日の講座はAが担当していた。</p> <p>その後、Aは、別件に対応するため平成30年2月8日にXに加入したところ、Yは、平成30年4月から6月の土曜日の講座の担当からAを外そうとした。</p> <p>そのため、Aは、Xに相談し、これを受けたXはYに対して、Aの講義を減らさないよう要請し、従前通り土曜日の講座はAが担当することとなった。</p> <p>しかし、Yは、平成30年度後期及び令和元年度前期の講座に関してAの就労を拒否した。</p> <p>また、平成31年3月27日にXがAの講師継続を議題とする団体交渉を申し入れたところYは、Aと労使関係にないことを理由にこれを拒否した。</p> <p>Xは、上記平成30年度後期及び令和元年度前期の就労拒否が労働組合法第7条第1号、上記団体交渉拒否が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。</p>					
	7条該当号	1・2				
請求内容	<ul style="list-style-type: none"> ・Aの原職復帰及びバックペイ ・団交応諾 ・文書掲示 					
担当委員	公	橋本	労	小松	使	川上
審査状況	元. 8. 2	不当労働行為救済申立て				
	元. 9. 3、9. 18	職員調査（申立人・被申立人）				
	元. 11. 5～2. 3. 26	第1～5回委員調査				
	2. 5. 27	第1回和解協議				
	2. 5. 27	和解成立				
	調査回数	7	審問回数	0	和解協議回数	1
終結区分	関与和解			処理日数	300	

(2) 栃労委令和元年(不)第2号事件

申立人	X(組合)		申立時の 組合員数	67名		
被申立人	Y		申立時の 従業員数	100名		
申 立 概 要	<p>Yは、Zの運営を行う会社であるが、令和元年5月頃から銀行の新規融資が止められたことにより、資金繰りが悪化し、このことを察知した取引先が商品の納品を絞ったため、Zの営業に支障が出るようになった。</p> <p>この事態を打開するため、Xの現執行委員長AがYの前社長と「覚書」を交わし、商品入荷の道筋をつけたものの、前社長が「覚書」を反故にした上、Aを解雇した。これにより商品の入荷がなされず実際に営業に支障が出たため、XはAの解雇撤回等を求めてストライキを行った。</p> <p>その後、前社長が退陣し、A及び組合員は現場に復帰したが、新社長も、Aの退職が経営を引き継ぐ前提にあったとして、Aに退職を迫った。</p> <p>Aが退職しなかったため、その後もYは、Aに対し、退職勧奨・強要を続け、「退職しなければ他の組合役員にストライキの損害賠償請求をする」などと言ったり、不合理な自宅待機命令を行ったり、懲戒をほのめかしたりした。</p> <p>さらに、他の組合員個人に対するXの活動に関する働きかけや事務所の貸与等の今まで行ってきたXへの便宜供与の廃止を行った。</p> <p>Xは、上記YのA及び他の組合員個人への行為並びに便宜供与の廃止が労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。</p>					
	7条該当号	1・3				
請求内容	<ul style="list-style-type: none"> ・Aへの退職勧奨・強要や懲戒、自宅待機命令の中止 ・組合員個人への働きかけの中止 ・便宜供与の継続 ・文書掲示 					
担当委員	公	杉田	労	桂、松本	使	桑川、豊田
審 査 状 況	元.12.2	不当労働行為救済申立て				
	元.12.18、12.19	職員調査(申立人・被申立人)				
	2.9.10	第1回合議				
	2.9.16	決定書写しの交付				
	調査回数	2	審問回数	—	和解協議回数	—
終結区分	却下			処理日数	290	

(3) 栃労委令和2年(不)第1号事件

申立人	X(組合)			申立時の組合員数	56名
被申立人	Y			申立時の従業員数	26名
申立概要	<p>令和2年2月4日、Xは、Yに対し、同年3月31日で定年退職となる組合員Aの再雇用に関する点及び令和2年度の職員の定期昇給に関する点を協議するため、団体交渉を行うことを書面で申し入れた。</p> <p>その後、Xは、Yに対し、書面で2回(2月15日及び3月11日)、口頭で4回(2月10日、同月14日、同月28日及び3月3日)団体交渉の実施を求めたが、Yは団体交渉を実施しなかった。</p> <p>令和2年3月26日、Yは、Xとの団体交渉を経ないまま、Aと再雇用に関する面談を行った。その際、Y側の出席者は、「話さないからね労組とは。」「労使交渉も想定外の話だから。今までそんなのなかったから。」「労組と話す気はない。」などと発言した。</p> <p>Xは、これらのYの行為が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、救済申立てを行った。</p>				
	7条該当号	2			
請求内容	<ul style="list-style-type: none"> ・団交応諾 ・陳謝文揭示 				
担当委員	公	白井	労	桂	使 片柳
審査状況	2.4.27	不当労働行為救済申立て			
	2.6.8、6.12	職員調査(申立人・被申立人)			
	2.7.27	第1回委員調査			
	2.8.31	第2回委員調査			
	2.9.29	第1回和解協議			
	2.9.29	和解成立			
	調査回数	4	審問回数	—	和解協議回数
終結区分	関与和解			処理日数	156